

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の利用料が**無償化**になりました。



◆ 3歳児から5歳児クラスの全てのこどもの利用料は無償化となります。

- ☑ 1号認定の満3歳児の保育料も無償化の対象です。
- ☑ 0歳児クラスから2歳児クラスのこどもについては、市民税非課税世帯を対象として保育料が無償化になりました(厚木市は既に無償)。
- ☑ 実費として徴収されている費用(上乗せ徴収費、教材費、日用品費、行事費、給食費等)は無償化の対象外となり、これまで通り保護者負担となります。
【無償化後の保育料表は、裏面をご覧ください。】
- ☑ 1号認定の預かり保育料は、別途、施設等利用給付2号認定を受けることで、一部無償化になりました。

◆ 一部の世帯で、副食費(おかず代)が免除となります。

- ☑ 保育料は無償となりますが、給食費(主食費+副食費)は引き続き保護者負担となります。
- ☑ 給食費の負担方法は次のとおりです。
 - 教育・保育給付1号認定:実費徴収
 - 教育・保育給付2号認定:実費徴収
 - 教育・保育給付3号認定:保育料での徴収(主食費と副食費が保育料に含まれる。)
- ☑ 1号・2号認定のうち、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降のこどもは、副食費が免除となります(下記を参照)。

◆ 副食費の免除対象

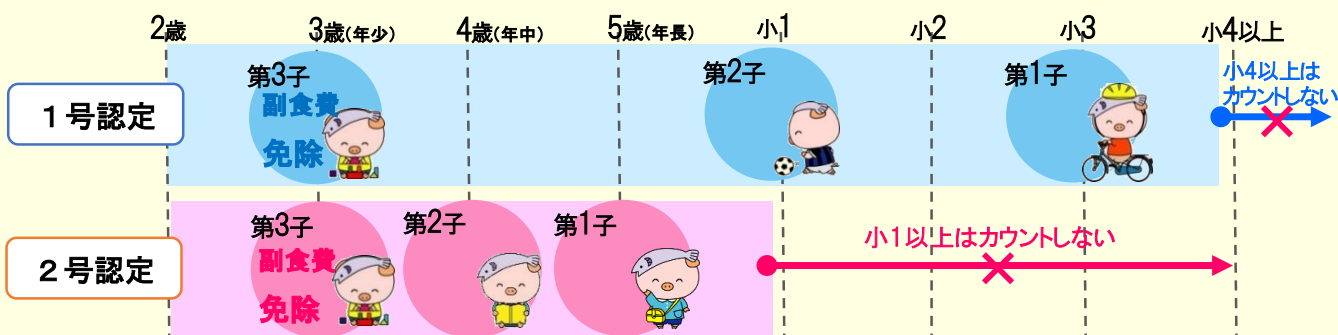
対象費用

□副食費(おかず代) ※主食費(お米・パンなど)は免除対象外

免除となる方

- 1号認定:市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯の方
- 2号認定:市町村民税所得割課税額57,699円以下の世帯の方
(ひとり親世帯等は77,100円以下の世帯の方)
- こどもが第3子以降の世帯の方(多子判定は下図参照)

※免除対象外となった方で、税申告(未申告→申告、修正申告等)によって、上記の条件に該当となった方は、速やかにこども育成課に申し出てください。



※幼稚園・保育所(認可外保育施設除く)、特別支援学校、児童発達支援施設等を利用することも多子カウントします。

3号認定

給食費の実費徴収はなし

免除となる方は、副食費の支払い
はなし。対象者には市からお
知らせするBoo~♪

※3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までにある2号認定のこどもを含みます。



★3歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までにある2号認定のこどもは、3号認定の保育料が適用になります。

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等、要保護者の属する世帯です。

※年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。なお、年収は目安です。

口所得状況によっては、保護者以外の扶養義務者（同居祖父母等）で決定します。